

サービス及び利用料金等

1. 介護保険対象サービス

介護保険給付額に変更が生じた場合、要介護認定区分に変更が生じた場合には、変更された内容にあわせて契約者負担額を変更します。自己負担額は負担割合証の割合に応じた金額となります。

(1) 基本料金 認知症対応型共同生活介護Ⅱ

単位数(1日あたり)

要介護区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位

(2) 加算単位数/日

加算名	単位数	加算要件
初期加算 (該当者のみ加算)	30単位/日	入居後又は1ヶ月以上入院後の利用から30日間
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	57単位/日	医療機関との連携、看護職員配置への評価(事業所の看護職員配置状況により、単位数が異なります)
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ	47単位/日	
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位/日	
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	6単位/日	7年以上勤務者割合30%以上 又は介護福祉士割合50%以上
入院(外泊)時加算 (該当者のみ加算)	246単位/日	入院や外泊等 6 日間(月をまたぐ場合は最大連続12日)
協力医療機関連携加算	100単位/月	入院された場合に、協力医療機関と現病等の情報共有を行っていることへの評価
退居時情報提供加算	250単位/月	医療機関への退所となった場合における、生活支援上の情報共有を行ったことへの評価
新興感染症等施設医療費 加算(該當時のみ)	240単位/日	感染した高齢者の施設内療養に対する評価(月に1回、連続する5日を限度とする)
科学的介護推進体制加算	40単位/月	LIFE への情報提出実施
介護職員処遇改善加算	介護保険対象単位数合計×1000分の 178/月	

※ 事業所の体制や職員配置状況、ご入居者の状態に応じて加算額に変更が生じる場合には、文書にて説明を行います。

※ 介護保険対象料金は、1ヶ月の利用単位数合計に地域区割り(地域区分加算)が介護報酬単価に加算されます。(10.45 円/単位)

2. 介護保険対象外サービス

(1) 敷金 150,000円(入居契約時支払い)

(2) 食費・その他日常生活費(月額支払い)

- ・ 食事は3日前迄にキャンセルの場合は食事代金を返金します。
- ・ 食事提供費用について返金が生じる場合には、翌月請求時に清算とします。
- ・ 特別治療食、栄養補助食品、やわらか食、ソフト食対象者食事代は、食費に加算した料金となります。
- ・ とろみ剤は、嚥下に問題が生じ、施設生活における飲食で必要となった場合に発生する料金

費用名	料金	料金支払内容	支払い時期
居室提供(家賃)	64, 000円	翌月分の支払い	20日迄に 届出預金 口座へ入金
水道光熱費	21, 000円		
食 費 (朝食)	450円	当月分の支払い 食費+おやつ代 1,800円/日	
(昼食)	600円		
(夕食)	570円		
おやつ	180円		
栄養補助食品	120円	当月分の支払い 食費上乗せ料金 (該当提供時のみ)	
やわらか食	80円		
ソフト食(栄養補助食品含む)	200円		
とろみ剤(1袋900g)	2, 500円		
その他日常生活費	実費負担	当月分の支払い	

※その他日常生活費は、理美容代、おむつ代、清拭タオル、シャンプー、ボディーソープ他、必要に応じて個人の用に使用した費用(実際にかかる費用にもとづく価格設定のため、価格に変動が生じます)

(3) その他の料金(該當時のみご負担頂く料金となります)

① 通院介助費(協力医療機関以外への通院)

1時間 1,200円 1時間以上は10分ごとに200円

② 処方薬受け取り代行 1医療機関 1回500円

(同日受け取った医療機関数×500円)

(4) 契約終了に伴う清算

退去時に入居者が負担すべき費用(契約書第16条3項、並びに契約書第23条3項に該当する費用)が発生した場合は、入居契約時支払金・敷金からその費用を清算し残金は返却します。